

令和7年度 第2回関西広域防災計画策定委員会（書面開催） 委員等のご意見等に対する対応

No.	ページ数	ご意見・ご提案	対応
総則編、地震・津波災害対策編			
1	84	<p>プランのP84に関して、被災市町村長のみが被災者台帳作成のための情報提供の依頼を行うことができるとされていたが、災害対策基本法の改定に伴い、都道府県知事と連携した情報提供の取組みが明確化されたところ。</p> <p>「早期の整備にあたっては、関西広域連合及び構成府県が積極的に連携・支援を行う」などの記載により、市町村のみならず、関西広域連合全体で積極的に協力することを明確化すべきではないか。</p>	<p>令和7年度の災害対策基本法改正により、被災市町村長と都道府県知事が連携した情報提供の取組が明文化されたものの、都道府県知事は市町村長から協力を求められた場合に応ずるものと規定されるにとどまるため、ご意見いただいた「関西広域連合及び構成府県が積極的に連携・支援を行う」とは記載せず、原案のとおりとさせていただきます。</p>